

令和4年度第1回瑞穂町総合教育会議 会議録

日 時

令和4年10月18日（火） 午前9時00分から午前10時00分まで

場 所

庁舎1階 大ホール

出席者

杉浦町長

【教育委員会】 鳥海教育長、関谷教育長職務代理者、滝澤委員、村上委員、中野委員

【町長が出席を求めた者】 栗原副町長、大井企画部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長

【事務局】 大澤学校教育課長、小林教育指導課長、栗原庶務係長、瀬沼庶務係主事

傍聴者

1名

開会 午前9時00分

1 開会

事務局（学校教育課長）

会議を開催する前に、事前に配布させていただきました資料等の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

会議録作成にあたり、会議の内容を録音させていただきたいと存じますので、重ねてご了承のほどお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今まで同様に手指の消毒や室内の換気、席の間隔をあけるなどの感染対策をしています。みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。ただ今より、令和4年度第1回瑞穂町総合教育会議を開催します。はじめに、町長より会議の開催にあたり、ご挨拶をお願いします。

2 町長挨拶

町長

皆さま、おはようございます。日頃から委員の皆さまには子供たちの健全育成にご尽力いただき、感謝申し上げます。これからも子供たちを見守っていただくことになる訳ですが、行政もできる限り教育委員会と足並みを揃えながら一緒に子供の育成を見守っていかねばならないと考えています。

新型コロナウイルスは少し落ち着いてきたように感じますが、オミクロン株になってからは体力のある方にとってはそれほど脅威ではないと言われていますが、瑞穂町の斎場のコロナ関係の火葬の状態を見ると、決して楽観できません。若い方で亡くなっている方もいます。小さな子供を抱えた方が亡くなっている事実があり、決して侮ってはならないと考えています。全体的に感染者数は減少していますが、死者数が減少している訳ではありません。死者数は横ばいで以前から比べると非常に多くなっています。皆様もお気をつけいただければと思います。子供たちは体力があるため、死に至ることは少ないですが、感染すると辛い症状が出るため、一生懸命感染を防いでいきたいと考えています。オミクロン株対応のワクチンについてですが、BA4、BA5という型がありまして、ワクチンの接種に向けて取り組んでいるところであります。11月には接種を開始できるように準備を進めています。ワクチンよりも石鹸による手洗いが大切であることを引き続き呼び掛けています。

加えましてロシアのウクライナ侵攻による原油価格高騰並びに、諸物価高騰により給食食材費も高騰しています。家庭をはじめ、小・中学校及び保育所・幼稚園等における給食にも影響が出ています。学校給食は家計負担軽減のため、高騰した給食費の分は臨時交付金の交付をしています。小中学校で私立学校に通う児童生徒にも申請者に対して同額の臨時負担金を交付しています。保育所及び幼稚園等給食食材費に係る臨時給付金の支給も行っております。保育所及び幼稚園に通っていない児童等在宅で養育する児童に係る保護者負担臨時給付金を実施しています。子供たちへの支援は、できる限り公平性を基本として、適切な支援をすることとしています。

本日の総合教育会議の議題は全部で4件ございます。町部局から「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸事業について」を報告しますが、多摩都市モノレール上北台駅から箱根ヶ崎駅までの延伸計画及び、関連する都市計画道路の都市計画素案が作成され、説明会が開催されます。延伸が具体的に前進しています。事業の内容等、後程、担当者から説明させます。以降は、教育委員会からの報告案件で、「通学路等における合同点検について」及び「いじめ防止対策等について」になります。また、その他報告がある旨を聞いています。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（学校教育課長）

ありがとうございました。本会議の議事進行につきましては、瑞穂町総合教育会議要綱第4条第1項により、「会議の議長は町長が務める」となっていますので、これより町長に議事の進行をお願いいたします。町長よろしくお願ひいたします。

町長

それでは議長を務めさせていただきます。本日の会議は、要綱第6条の規定に基づき、非公開とする理由は

ありませんので会議を公開といたしますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

3 議題

(1) 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸事業について

町長

早速、議題に入ります。はじめに、議題(1)多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸事業について、大井企画部長から説明をお願いします。

企画部長

説明いたします。資料1をご覧ください。

1、概要です。東京都は、多摩都市モノレール箱根ヶ崎延伸に係る都市計画素案説明会を10月中旬より開催します。東京都は説明会に先立ち、沿線住民の皆様に対しては、本日、添付しました「説明会のお知らせ」と「都市計画素案のあらまし」という事業パンフレット等を各戸配布しています。

2、素案説明会についてですが、記載の日程及び会場で計6回予定されており、そのうち、③10月21日と、⑤10月24日は瑞穂中央体育館で開催されます。説明会当日、東京都から駅や軌道の線形など、延伸計画に関する説明があることに加えまして、沿線2市1町、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町からは「今後のまちづくりの方向性」をお示しする予定です。

3、事業スケジュールですが、記載の都市計画手続きの流れが想定されています。資料の「都市計画素案のあらまし」をご覧いただきたいと存じます。水色でモノレールの絵が描かれてれているパンフレットの中ほど、

5 ページ、6 ページをお開きいただきますと、モノレールの計画線が赤く示されています。瑞穂町分は、主に上側の①の図になります。左側の5 ページの中央あたりに、縦に通る広めの道路がありますが、これは役場前通りです。横に走る新青梅街道との交差点は郵便局があるところになります。ここから西へ向かって、加藤塚交差点、さらに上に曲がって、箱根ヶ崎駅の東口にぶつかったところ、小さい文字ですが、仮称 No.7 駅とあります。ここまでの区間や、右のページになりますが、左端あたりに仮称 No.6 駅とありますが、これらで新たに用地買収が発生します。用地買収は、この計画が決定して、事業が認可された後に、土地所有者との本格的な折衝が始まることとなります。用地折衝は東京都が行いますが、町も地元寄り添い、誠実かつ丁寧に対応してまいります。元の資料1にお戻りいただきまして、4、まちづくりの方向性についてですが、町は、瑞穂町の長期総合計画や都市マスタープランの方針に沿って、新しい駅周辺のまちづくりに取り組むこととします。説明会当日は会場スクリーンに資料が投影され、ナレーション説明が流れる予定です。裏面をご覧ください。仮称No.6 駅周辺は、①から④まで、仮称No.7 駅、こちらは箱根ヶ崎駅の周辺は、①から③まで、それぞれのまちづくりの方針です。本日お配りしてありますA3縦型の資料が、説明会で町側から示すイメージであり、抜粋したものがスクリーンに投影される予定です。A3資料を1枚おめくりください。上側の（仮称）No.6 駅周辺のまちづくり方針ですが、①駅前空間の賑わい創出として、駐輪場を整備するとともに、駅前空間の賑わいを創出するための商業施設の集積や、バス乗降場などの駅関連施設の適切な配置について検討していきます。加えて、モノレール延伸事業に伴い、新青梅街道下の雨水幹線整備や下水道管移設等も必要となります。今後、国や都の補助を活用しながら、他事業への影響がないよう並行して進めていきます。

③新産業導入・育成拠点の形成については、スマート農業や産業イノベーションなど、最先端技術等を取り入れた新産業の導入・育成拠点の形成を見据えたまちづくりを進めていきます。もう少し具体的にご説明しますと、商業・農業・工業をはじめ各種産業のデジタル化や、デジタルトランスフォーメーションを活用したイ

ノベーションの創出に資する取組を展開していく拠点整備を国や都と連携しながら進めていきます。また、現在町では公共施設の個別施設計画の策定に向けた検討を行っているところですが、町の内外から非常にアクセシビリティの高い地域特性を生かし、今後、必要な公共施設の再編も視野に入れながらまちづくりを進めていきます。

④交通ネットワークの強化につきましては、新駅へのアクセス道路として周辺の都市計画道路として、福3・5・23号線と、福3・5・24号線の整備が重要となります。事業中の区間の早期整備・開通を目指すとともに、福3・5・23号線の新青梅街道から青梅街道の区間についても、優先的な整備に向けて検討を進めていきます。下側のページは、(仮称) No.7 駅周辺についてです。

①回遊性の向上、賑わいの創出、及び、②駅前空間の再編については、仮称 No.7 駅とJR箱根ヶ崎駅間における新たな人の流れを意識したまちづくりを展開していきます。具体的には、駅と駅を結ぶデッキレベルの連絡通路の整備や、東口駅前広場の再編、また、周辺の土地利用方策についても検討していきます。

③地域交流の活性化については、令和4年度から西口で検討に着手しました公有地活用プロジェクトを多摩都市モノレール延伸や、駅西の土地区画整理事業の完了を見据え、賑わいあふれるコミュニティ拠点づくりに取り組みます。詳細は、お配りしたA4横長の資料をご参照ください。事業内容の1つめ、令和4年度末に計画している、まちびらきイベントを皮切りに、東京都の補助金を最大限活用しながら、一番下のポイントの囲みの中を要約しますが、地域の若者や瑞穂農芸高校生、地元企業等といった多様な主体を巻き込んだ協働によるコミュニティの創出を目指して取り組んでいきます。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

町長

概要を説明していただきましたが、いろいろな問題があるということを確認していただければと思います。このプロジェクトは路線を引くだけで800億円かかり、それに伴って様々な設備を施さなければなりません。例えば雨水は瑞穂町の責任です。汚水は公共施設なので、国や都から公金が入りますが、雨水は流れてしまうものなので、自分の場所で処理するのが原則となります。道を広げると雨水をどう処理するかという問題が出てきます。そのようなこともありますし、駅前をどうしていこうかということもあり、途中の駅があるため、その駅をどうしていこうかということを考えながら、町づくりをどうしていくのかという計画をこれから作成しなくてはならない。もう一つは、各駅を結ぶためには今のコミュニティバスでどのように連携するか、人の流れ、車の流れを考えなければなりません。議題（1）について説明をいただきました。現段階でお話しすることができることとできないことがあるとは思いますが、質問や意見などございましたら、発言をお願いします。

村上委員

町づくりに関して、若者たちを巻き込んだコミュニティの創出ということで、その中にぜひ小中学生を含めていろいろな意見を聞くような機会を与えていただければいいかなと思います。例えば今瑞穂町でとても人気のみずほまるに関しても中学生議会の中で瑞穂町にキャラクターが欲しいという意見がきっかけで生まれたキャラクターだと思います。ということは、子供たちに町づくりに関して投げかければ返ってくるものがあるのではないかと思います。それがすべて叶うわけではありませんが、そのことを考える機会を与えられることによって、将来の瑞穂町に向けて子供たちが何かいろいろ働きかけたり考えたりしてきたということが、これが実現するのは小中学生が大人になってからの話だと思いますが、そこへ向けてそういう子供たちを育てるということが、みずほ学にも通じるような瑞穂町に対して夢や希望や期待を寄せる子供たちを作っていくきっかけにな

るのではないかと思います。

町長

今お話しがあったように子供たちの夢を壊さないように、現実的なところを進めていき、限られたところで子供たちに意見を聞いていきます。おそらく子ども議会などで話が出てくるのではないかと予想しています。これから先町の未来を考えていってもらうことを期待してきます。

一つだけ申し上げておきます。拠点整備に関しましては瑞穂町の将来がかかっております。なぜかと言いますと、今ある瑞穂町の工業力は素晴らしいもので、東京都区市町村の中で第三位です。今を大事にして将来どう繋げるかを考えまないと、瑞穂町自体を長く運営していくうえで先が見えなくなってしまいます。これは大人の視点ですが、そういったところをしっかりと見据えて将来に繋いでいきます。お話にあったように、これから何年かかるのかなということですが建設が始まると早いのではないかと考えております。

鳥海教育長

関連したことですが、工事の説明会が開催されるという案内が配られた段階で、校長会会長の一小校長とお話する機会がありまして、子供たちの将来やご家族の問題ですから、小学校四年生で地域のことを勉強したりするわけですけれども、その中にモノレールのことを組み込んで、考えていただきたいというような話はすでに始めております。

町長

他に何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは議題（２）に移らさせていただきます。

（２）通学路等における合同点検について

町長

次に議題（２）通学路等における合同点検について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

それでは、通学路等における合同点検の実施結果について説明します。資料２、「令和４年度通学路等における合同点検実施状況」をご覧ください。実施内容は、学校や保護者等から要望された箇所を中心に、学校、PTA、福生警察署、西多摩建設事務所、庁内部署の建設課、安全・安心課、子育て応援課と事務局の学校教育課で点検を行いました。一小と二小は９月２６日、三小と五小は９月２２日、四小は９月２７日にそれぞれ実施しました。各学校４箇所から８箇所の点検箇所があり、全部で３０箇所の点検を行いました。合同点検の結果の概要ですが、抜け道になっているところ、交通量が多いところなどの改善の要望や不審者や防犯対策の向上についての要望が出ています。交通面では、ガードレールの設置や交通規制は難しく、ポストコーンの設置、幅員が狭く見える路面標示などによるスピード抑制を検討していきます。また、併せて路面標示が薄くなっている地点も塗り直しを進めていくこととしています。防犯面では、防犯灯・防犯カメラの設置の検討や青色回転灯のパトロールカー、通称「青パト」の巡回強化などを進めていきます。簡単に対応できない箇所もありますが、少しでも改善できるように関係機関が協力し合い進めていきたいと考えています。また、ハード面だけでなく、スクールガードリーダーの活用やボランティア等による見守り活動などのソフト面も検討するとともに、児童への安全教育も強化していきたいと考えています。各校の詳細は、後程、資料をご確認いただければと思います。場所につきましては、別綴じで図面を添付していますので、照合しながらご覧いただければと思います。以上で、説明を終わります。

町長

以上で、議題（２）の説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、質問やご意見等ございましたら、発言をお願いします。

1つ申し上げておきたいことがございまして、路面標識ですが、上に塗るものですから、滑りやすいです。ずいぶん改良されているんですけども、気を付けていかなければいけないと考えています。

質問等ないようですので、議題（２）を終了いたします。

（３）いじめ防止対策等について

町長

次に議題（３）いじめ問題対策等について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

それでは、「いじめ防止対策等について」を説明します。資料３をご覧ください。

資料は、いじめ防止基本方針策定等までの経緯を時系列で表したものです。平成２３年１０月、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦に自殺した事件を受け、平成２５年には「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、全国の学校で「いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ防止のための対策組織」の設置などが義務化されました。裏面をご覧ください。このような経緯により、２として町の取り組みと現状をまとめたものです。平成２４年度から既に取り組んでいた対策に加え、平成２６年度には「瑞穂町いじめ防止基本方針」、また、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

平成２９年度には、この２つの方針の一部を改正したところです。改正点の主なものでは、重大いじめ案件について、町長への報告、町長は再調査を行うことができる旨を明文化しました。

３ページ下段をご覧ください。平成３０年度に、「瑞穂町いじめ問題調査委員会条例」を制定し、おめくりい

ただき、4ページになりますが、令和元年度、令和3年度には、この条例を受け、委員を委嘱しました。令和3年8月25日に、町立中学校生徒が亡くなるという、命に関わる重大事態が発生しました。当該重大事態に係る、事実確認、状況等の調査を行うため、10月7日に第1回の「瑞穂町いじめ問題調査委員会」を開催し、当該中学校に設置した、「いじめ問題対策委員会」報告に基づき、事実関係を明らかにする調査を開始しました。令和3年度は、7回、令和4年度は4回開催しています。調査内容や調査報告書の概要等につきましては、後ほど、ご報告させていただきます。3は、瑞穂町の小・中学校で発生した、平成30年度から令和3年度までのいじめの認知件数の実態調査をまとめた表です。令和3年度は、小学校で32件、中学校で27件がいじめと認知されました。令和2年度と比較すると、小中学校ともに増加しました。これは、いじめを見逃さないという、東京都の方針の周知徹底とともに、命に関わる重大事態の発生によって、より一層きめ細かな把握に努めた結果であると考えます。認知したいじめは、各校のいじめ対策委員会で組織的に対応し、基本的には解消しています。件数の増加が悪化、減少が良好な状態であると単純に捉えていません。いつでも、どこでも発生することを前提に、継続的・計画的な取り組みと発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。いじめの未然防止も含め、開発的、人権教育・道徳教育を教育課程に基づき実施、予防的、スクールカウンセラー・専任相談員の活用及び問題解決的アプローチ、当事者・保護者からの聞き取りを学校は続けており、教育委員会はそれを把握した上で、指導・支援をしています。これらに加え、令和4年度からは中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは対応困難な事例について、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図るなどの支援を行っています。

以上で、説明を終わります。

町長

いじめの認知件数についてですが、コロナウイルスの関係で子供たちの行動範囲が非常に狭くなったということが挙げられます。増加しなければいいと考えていましたが、数字で見るとやはり増えてしまっていて、このことについて教育長と話をしていまして、どうしたら早く掴めるかということをお話しています。子供たちが使用することのできる手段を使いながら、早く認知できるようにしていきたいと思っております。何かご指摘等ありましたらお話しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは質問等ないので議題(3)については、この程度とします。

(4) その他

町長

次に議題(4) その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局(学校教育課長)

1件の報告事項がございます。件名は、瑞穂町いじめ問題調査委員会経過報告についてです。なお、この案件に関しましては、個人情報保護の観点などから、瑞穂町総合教育会議要綱第6条第1項第1号の規定に基づき、非公開にさせていただきたいと考えております。

町長

ただ今、事務局から1件の報告事項について、非公開としたい旨の発言がありましたが、その趣旨は理解できるものであるため、要綱第6条第1項第1号に基づき、非公開としたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。それでは、傍聴者が退出されたので、始めさせていただきます。

(瑞穂町総合教育会議要綱第6条第1項第1号の規定により非公開)

4 閉会

町長

以上をもちまして、令和4年度第1回瑞穂町総合教育会議を終了いたします。大変ありがとうございました。

閉会 午前10時00分